

小学校教員無試験検定に関する研究：宮城県を事例として

著者名(日)	笠間 賢二
雑誌名	宮城教育大学紀要
巻	42
ページ	173-191
発行年	2007
URL	http://id.nii.ac.jp/1138/00000086/



小学校教員無試験検定に関する研究

——宮城県を事例として——

* 笠 間 賢 二

The Study on Official Certification of an Elementary School Teacher before World War II

KASAMA Kenji

Key words : 小学校 : Elementary school
小学校教員 : Elementary school teacher
教員養成 : Teacher training
教員検定 : Educational certification

はじめに

戦前日本における小学校教員の養成と供給が師範学校によるそれに尽きるものでなかったことはよく知られたことである。統計数値が残っている昭和10年代前半においてさえ、小学校教員総数に占める師範学校卒業生（以下、師範卒者と略記）の割合が6割に過ぎなかった事実¹、そして何よりも単年度当たりの免許状取得者総数に占める師範卒者の割合が明治期以降ほぼ一貫して3～4割台に過ぎなかった事実が、このことを物語っている。このことは、師範学校卒業以外の方法（以下、非師範学校系統という）による免許状取得者がきわめて多数存在したこと、そして彼・彼女らの存在がなければそもそもわが国の小学校教育が成り立ちゆかなかったことを示している。明治以降の小学校教育は、実際には、この大量の非師範学校系統の教員によって担われてきた部分が大いなのである。

非師範学校系統²とは、いうまでもなく、小学校教員検定による免許状取得の方法をさしている。それはさらに無試験検定と試験検定のふたつの方法から構成

されていた。この教員検定については、これまでも研究成果が蓄積されてきた³、筆者も数編の論考で研究成果の一端を報告してきた⁴。しかしながら、従来の研究では、教員検定の制度的枠組みの解説や『文部省年報』に依拠した数量的把握に止まっており、その実施過程にまで踏み込んだ検討がなされてきたとはいえない。もちろん、制度的枠組みと数量的把握で歴史認識が十分だというのならば、実施過程の検討は不要であろう。しかしそれでは、非師範学校系統の免許取得方法の実際が見えてこないし、したがってそれは、この種の教員の力量の推定と入職後の力量向上方策（講習の受講など）の解明をも不問に付してしまうことになる。小学校教員界は、今日考えられる以上に多様な方法とルートによって免許状を取得した者から構成され、そうした出自（取得方法）と種別（免許種別）を異にした教員の同居性という点にこそ特徴があったのではないのか。だとするならば、師範教育（学校）史の観点からのみ小学校教員のあり様とその力量を裁断してしまうことには慎重でなければならない。翻ってそれは、戦前日本の小学校教員界において師範卒者

* 学校教育講座

1 横須賀薫「教員養成制度の歴史的検討」〔国民教育研究所『国民教育研究所年報』1965年度〕。横須賀は、昭和10年度～14年度に関して、文部省「師範学校ニ関スル調査」からこの数値を算出している。

2 師範学校本科卒業以外の方法をこう呼ぶことにする。師範学校簡易科卒業生、教員講習科修了者も無試験検定による免許状上進の対象になっているので、非師範学校系統に含めている。

が占めた位置と果たした役割の究明をも曖昧なものにしてしまうに違いない。このような観点に立脚するならば、教員検定のより詳細な検討は不可欠の作業となってくるはずである。

本稿は、こうした非師範学校系統の教員養成の実態を解明しようとする研究の一環に位置づくものである。とりわけ本稿では、これまでほとんど検討がくわえられることのなかった小学校教員無試験検定の内実に迫ろうとするものである⁵。無試験検定による免許状取得者は毎年度恒常的に存在したし、なおかつそれはほぼすべての免許種別に亘っていた。にもかかわらず、小学校教員全体の少なからぬ部分を占めたこの無試験検定合格者が、どのような修学歴をもつ者であり、またどのような事項をどんな方法によって認定されて免許状を授与されたのかについて、ほとんど解明されていない研究状況にある。

もちろん、こうした研究状況には理由があるであろう。教員検定が府県単位で実施されていたこと、なかでも無試験検定は行政当局内部での認定という手続きであったこと、それゆえに府県単位の行政過程に深く入り込んだ検討を行わなければその実際が見えてこないという、研究上の困難さである。そこで本稿では、宮城県を事例とし、時期を1900（明治33）年から1920（大正9）年ごろまでに限定して、分析を試みることにする。宮城県をとりあげるのは、「宮城県庁文書」（行政文書）の教員検定関係文書を有効に活用し得るからであり、また上記のような研究状況においては事例研究が必要だと考えるからである。時期を限定したの

は、教員検定制度の大枠が確定するのが第三次小学校令（1900年）においてであること、そして1920年代半ば以降は教員検定に占める無試験検定の比率が急激に上昇するとともに、その運用における多様化とでもいふべき変化が見られるようになるからである。したがって、本稿では、制度的に確立した時期における無試験検定運用の実際を宮城県を事例として検討することになる。

免許行政は今も昔も複雑で煩雑であり、その実施過程は実に煩瑣な実務的処理という様相を濃厚にもっている。したがって、それを対象とする研究も実に細かい根気の要る作業を強いられることになる。本稿では、敢えて、この〈外〉からは見えることのない実施過程に分け入って事実を丹念に掘り起こすことに努めたい。そうすることが、無試験検定による免許状取得者の力量の推定にもつながると考えるからである。また、歴史的事実をどう解釈するのかということも重要であるが、無試験検定の研究状況に鑑みれば、それに先だって歴史的事実を積み重ねる段階にあると判断するからである。

I 無試験検定の位置

小学校教員免許状授与者全体のなかで無試験検定はどの程度の位置を占めたのか。はじめに、『文部省年報』所載の教員免許状授与人員を検討することによって、つまり結果の側から検討することによって、このことを確かめておきたい⁶。

- 3 先行研究の動向については拙稿（後掲・注4①）において言及したので、ここでは列記するに止める。①前掲・横須賀薫「教員養成制度の歴史的検討」、②牧昌見『日本教員資格制度史研究』風間書房、1971年、③『日本近代教育百年史』第四巻（第四編第四章）、1974年（佐藤秀夫執筆）、④『同上書』第四巻（第五編第四章）（山田昇執筆）、⑤『同上書』第五巻（第六編第四章）、1974年（林三平執筆）、⑥『同上書』第五巻（第七編第四章）（篠田弘執筆）、⑦長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第二巻（第三章第五節）、1981年（上條宏之執筆）、⑧『同上書』第三巻（第四章第五節、第五章第五節）、1983年（上條宏之執筆）、⑨佐竹道盛「森文政期における小学校教員学力検定試験の実態」〔『北海道教育大学紀要（第一部C）』39-1、1988年〕、⑩同「森文政期における小学簡易科教員検定の実態」〔北海道教育大学函館人文学会『人文論究』43-6、1990年〕、⑪梶山雅史「京都府教育会の教員養成事業」〔本山幸彦編『京都府会と教育政策』日本図書センター、1990年〕、⑫佐竹道盛「第一次小学校令下の小学校学力検定試験の内容と教師像」〔『北海道教育大学紀要（第一部C）』41-2、1991年〕、⑬野村新ほか『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究』溪水社、2001年、⑭梶山雅史「変則的小学校教員養成ルート—教育会の教員養成事業—」〔日本教育史研究会・サマーセミナー（2003年7月30日）での配付資料〕、⑮同「もう一つの教員養成システム—地方教育会教員講習会が投げかけるもの—」〔日本教育史研究会「日本教育史往来」No.146（2003年10月）〕、⑯岐阜県教育委員会『岐阜県教育史』通史編近代一（第二部第四章、第三部第四章）、2003年（梶山雅史執筆）、⑰井上恵美子編『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究』〔平成14～平成17年科学研究費補助金研究成果報告書〕2006年5月所収の諸論考（執筆者は、井上恵美子、笠間賢二、船寄俊雄、疋田祥人、坂口謙一・内田徹、丸山剛史）。
- 4 ①笠間賢二「小学校教員検定に関する基礎的研究」〔『宮城教育大学紀要』第40巻、2006年3月〕、②同「Ⅱ.小学校教員検定制度の運用と実際 1.宮城県の場合」〔前掲・井上恵美子編『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究』所収〕、③同「小学校教員検定制度研究の必要性」〔日本教育史研究会「日本教育史往来」No.165（2006年12月）〕、④同「宮城県教育会の教員養成事業」〔梶山雅史編著『近代日本教育会史研究』学術出版会、2007年〕。
- 5 管見のかぎり坂口謙一の研究が唯一ではないかと思われる。坂口謙一「Ⅱ.小学校教員検定制度の運用と実際 4.東京府の場合」〔前掲・井上恵美子編『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究』所収〕。

〔表1〕は、授与人員の総数を、その取得方法によって師範卒、無試験検定、試験検定に分けてみたものである⁷。この表によれば、本稿が対象とする時期は、無試験検定の比率がとくに高いわけではない。1920年代後半以降、無試験検定の比率がほぼ恒常的に5割をこえる値を示すのと比べると、2～3割台にとどまっている年度が多い。比率で見ると、もっとも高いのは1905（明治38）年度の50.3%（80名）であり、もっとも低いのは1917（大正6）年度の15.0%（55名）である。これを人数で見ると、もっとも多いのは1910（明治43）年度の155名（37.4%）であり、もっとも少ないのは1917年度の55名（15.0%）である。もちろん、比率は当該年度の免許状授与者総数によって変動するのであって、この間の授与者総数が159名（1905年）から663名（1901年）まで大きな幅があることを考えれば、無試験検定の比率に大きな幅があることもまた当然である。しかし、確実にいえることは、人数や比率におおきな幅があるにしても、免許状授与者のなかに無試験検定による取得者が毎年度恒常的に存在したということである。この事実が重要である。それは、師範学校卒業でもなく、また検定試験を受験するでもなく、無試験という方法によって免許状を授与された者が、毎年度、恒常的に輩出されていたことを意味したからである。

では、これを免許種別ごとにみると何が見えてくる

のか。いい方を換えれば、無試験検定によって輩出されたのはどの免許種別の教員であったのかという点である。〔表2〕～〔表6〕は、〔表1〕と同様に、小学校本科正教員（以下、小本正と略記）、尋常小学校本科正教員（以下、尋本正と略記）、小学校専科正教員（以下、小專正と略記）、小学校准教員（以下、小准と略記）、尋常小学校准教員（以下、尋准と略記）のそれぞれについて、師範卒、無試験検定、試験検定に分けてみたものである⁸。

小本正から順次検討してみよう。師範卒は毎年度ほぼ6～9割を占めていた。これは当然である。一方、試験検定による小本正免許状取得者は、通年的にみても、きわめて僅少であることが判る。このことは、試験検定によって師範学校本科卒業に相当する小本正免許状を取得することがきわめて困難であったことを物語っていた⁹。無試験検定による取得者は、年度によっては4割をこえる場合（1902年、44.1%）もあったが、師範卒の増加に伴ってその比率を低下させ、概していえば2割以下に止まっていたとみてよい。要約すれば、有資格最上位に位置する小本正免許状の取得者は、その圧倒的多数が師範学校によって供給され、それを補う形で無試験検定によって輩出されていたと捉えることができる。

つぎに尋本正について。師範卒は簡易科卒業業者以外には存在しない。1900（明治33）から1903（明治36）

6 〔表1〕～〔表6〕の標題を「免許状授与人員」と一括しているが、厳密に言えば、これは正確ではない。『文部省年報』において、無試験検定と試験検定の数値が免許種別ごとに記載されるようになるのは1910（明治43）年度からである。それ以前は統計表の様式が異なっているのであり、正確に言えば、1909（明治42）年度までの無試験と試験の数値は、検定合格者数の数値であって免許状授与人員の数値ではない。経年的にみたいのでこのような表を作成したが、作成にあたってつぎのような数値の拾い方をしたことをあらかじめ断っておきたい。(1)1895年から1899年までは、無試験検定は甲種検定、試験検定は乙種検定の数値である。(2)1895年から1899年までについて。①師範卒は「小学校教員検定 地方ニ於ケル検定」の表に「甲種検定合格者」として記載してある数値を用いた。②甲種検定合格者は同じ表に記載されている数値を用いた。③乙種検定合格者は同じ表に記載されている「乙種検定合格者」の数値を用いた。(3)1900年から1904年までについて。①この年度から「小学校教員府県免許状授与人員」の表が掲載される。しかし、この表では、授与人員は判っても、それが無試験・試験の何れによるものなのかは判らない。そこで、無試験・試験ともに「小学校教員検定 地方ニ於ケル検定（無試験検定合格者）」「同（試験検定合格者）」（1899年までと同じ様式）の表の数値を用いた。②師範卒は「小学校府県免許状授与人員」の数値を用いた。師範卒は本科および簡易科卒業業者の数値である。なお、簡易科卒業業者は、簡易科の廃止（1907年）にともなって、1910年度からはなくなる。(4)1910年度以降について。①この年度から、「小学校教員府県免許状授与人員」の表に、すべての免許種別について無試験と試験の欄が設けられ、取得方法が明記されるようになる。したがって、この年度以降は、この授与人員の表の数値を用いた。なお、1914年から、府県免許状の廃止（地域制限の撤廃）により、上記の表は「小学校教員免許状授与人員」に名称が変更された。(5)したがって、検定合格者数と免許状授与者数の「総計」が一致しない年度がみられることはお断りしておきたい。

7 念のためにつぎのような作業を試みた。『宮城県報』（1922年度から『宮城県公報』）には、免許状授与結果がその都度「告示」として公示される。免許種別ごとに授与者名を示す形式がとられ、そこからは師範卒、試験検定、無試験検定の違いがおおよそ判るようになっていく。しかしながら、『宮城県報』の「告示」を逐一拾って年度ごとに集計した数値と、『文部省年報』の数値とが一致しないことがある。その理由は現段階では判らない。統計処理上の理由かもしれない。たとえば、臨時試験検定による免許状授与者数を、統計処理上は、無試験検定のカテゴリーで処理しているのではないかと推測される年度もある。本稿では、『文部省年報』の数値に依拠して論を進めることを基本原則とし、個別事例の分析で『宮城県報』や「宮城県庁文書」の史資料を活用していくことにする。この数値の不一致については今後の検討課題としたい。

8 1895年から1899年まで、尋常小学校専科准教員という免許種別があったが、経年的変化を見るために、その数値は除いてある。

9 受験者がいなかったわけではもちろんない。しかしその合格率（合格者／検定人員）はきわめて低かった。

(表1) 小学校教員免許状授与人員(宮城県一全体)

	師範卒				無試験				試験				合計		
	男	女	計(a)	a/d (%)	男	女	計(b)	b/d (%)	男	女	計(c)	c/d (%)	男	女	計(d)
1895	11	19	30	4.5%	455	44	499	74.1%	122	22	144	21.4%	588	85	673
1896	19	0	19	4.1%	200	13	213	45.9%	215	17	232	50.0%	434	30	464
1897	20	16	36	7.7%	116	20	136	29.2%	261	32	293	63.0%	397	68	465
1898	20	15	35	9.6%	85	22	107	29.3%	189	34	223	61.1%	294	71	365
1899	16	0	16	3.4%	49	10	59	12.4%	348	52	400	84.2%	413	62	475
1900	90	18	108	16.7%	91	10	101	15.7%	361	75	436	67.6%	542	103	645
1901	66	0	66	10.0%	100	26	126	19.0%	412	59	471	71.0%	578	85	663
1902	102	21	123	22.4%	75	46	121	22.0%	261	44	305	55.6%	438	111	549
1903	101	17	118	30.3%	49	54	103	26.4%	136	33	169	43.3%	286	104	390
1904	24	20	44	21.8%	46	55	101	50.0%	36	21	57	28.2%	106	96	202
1905	50	18	68	42.8%	25	55	80	50.3%	8	3	11	6.9%	83	76	159
1906	54	27	81	30.8%	14	70	84	31.9%	72	26	98	37.3%	140	123	263
1907	33	-	33	19.6%	27	48	75	44.6%	37	23	60	35.7%	97	71	168
1908	25	26	51	19.4%	60	47	107	40.7%	76	29	105	39.9%	161	102	263
1909	92	50	142	34.8%	71	69	140	34.3%	90	36	126	30.9%	253	155	408
1910	96	26	122	29.5%	94	61	155	37.4%	109	28	137	33.1%	299	115	414
1911	76	51	127	31.4%	89	53	142	35.1%	104	32	136	33.6%	269	136	405
1912	68	50	118	31.0%	85	66	151	39.6%	85	27	112	29.4%	238	143	381
1913	97	48	145	34.4%	33	49	82	19.4%	119	76	195	46.2%	249	173	422
1914	76	52	128	35.7%	31	58	89	24.8%	105	37	142	39.6%	212	147	359
1915	64	50	114	32.0%	46	80	126	35.4%	85	31	116	32.6%	195	161	356
1916	89	60	149	44.9%	23	33	56	16.9%	82	45	127	38.3%	194	138	332
1917	101	64	165	45.0%	41	14	55	15.0%	109	38	147	40.1%	251	116	367
1918	75	61	136	28.8%	84	46	130	27.5%	149	57	206	43.6%	308	164	472
1919	51	59	110	29.2%	55	36	91	24.1%	115	61	176	46.7%	221	156	377
1920	76	45	121	37.3%	46	39	85	26.2%	89	29	118	36.4%	211	113	324
1921	80	58	138	33.1%	57	44	101	24.2%	141	37	178	42.7%	278	139	417
1922	83	71	154	30.5%	75	79	154	30.5%	148	49	197	39.0%	306	199	505
1923	61	78	139	28.5%	88	69	157	32.2%	136	55	191	39.2%	285	202	487
1924	100	74	174	32.9%	90	95	185	35.0%	112	58	170	32.1%	302	227	529
1925	132	112	244	34.2%	161	205	336	47.1%	93	41	134	18.8%	386	358	714
1926	133	111	244	37.4%	156	178	334	51.1%	59	16	75	11.5%	348	305	653
1927	132	100	232	33.2%	158	193	351	50.3%	71	44	115	16.5%	361	337	698
1928	147	110	257	29.6%	175	318	493	56.9%	78	39	117	13.5%	400	467	867
1929	132	102	234	30.6%	96	312	408	53.3%	77	46	123	16.1%	305	460	765
1930	129	97	226	26.2%	147	417	564	65.4%	48	25	73	8.5%	324	539	863
1931	71	34	105	13.0%	179	451	630	78.2%	46	25	71	8.8%	296	510	806
1932	126	79	205	23.2%	142	425	567	64.1%	68	44	112	12.7%	336	548	884
1933	116	66	182	20.5%	128	486	614	69.2%	64	27	91	10.3%	308	579	887
1934	87	59	146	21.7%	42	397	439	65.2%	61	27	88	13.1%	190	483	673
1935	93	58	151	13.4%	131	647	778	69.0%	79	119	198	17.6%	303	824	1127
1936	74	60	143	45.1%	43	35	78	24.6%	19	77	96	30.3%	136	172	317
1937	78	59	137	27.1%	50	184	234	46.2%	38	97	135	26.7%	166	340	506
1938	72	57	129	21.3%	130	199	329	54.4%	69	78	147	24.3%	271	334	605
1939	95	69	164	10.7%	273	598	871	56.9%	155	340	495	32.4%	523	1007	1530
1940	90	105	195	16.6%	122	576	698	59.5%	63	218	281	23.9%	275	899	1174

(注)『文部省年報』から作成。ただし、脚注6を参照のこと。

小学校教員無試験検定に関する研究

(表2) 小学校教員免許状授与人員(宮城県一・小・本・正)

	師範卒				無試験				試験				合計		
	男	女	計(a)	a/d (%)	男	女	計(b)	b/d (%)	男	女	計(c)	c/d (%)	男	女	計(d)
1895	10	19	29	32.6%	53	5	58	65.2%	2	-	2	2.2%	65	24	89
1896	19	-	19	22.4%	59	6	65	76.5%	1	-	1	1.2%	79	6	85
1897	20	16	36	45.6%	33	8	41	51.9%	2	-	2	2.5%	55	24	79
1898	20	15	35	63.6%	12	6	18	32.7%	2	-	2	3.6%	34	21	55
1899	16	-	16	57.1%	10	-	10	35.7%	2	-	2	7.1%	28	0	28
1900	18	18	36	75.0%	8	3	11	22.9%	1	-	1	2.1%	27	21	48
1901	27	-	27	62.8%	10	2	12	27.9%	4	-	4	9.3%	41	2	43
1902	28	21	49	52.7%	26	15	41	44.1%	3	-	3	3.2%	57	36	93
1903	31	17	48	63.2%	14	11	25	32.9%	3	-	3	3.9%	48	28	76
1904	24	20	44	73.3%	8	8	16	26.7%	-	-	0	0.0%	32	28	60
1905	50	18	68	87.2%	7	3	10	12.8%	-	-	0	0.0%	57	21	78
1906	54	27	81	86.2%	1	8	9	9.6%	4	-	4	4.3%	59	35	94
1907	33	-	33	70.2%	2	6	8	17.0%	6	-	6	12.8%	41	6	47
1908	25	26	51	75.0%	6	5	11	16.2%	5	1	6	8.8%	36	32	68
1909	92	50	142	88.8%	2	13	15	9.4%	3	-	3	1.9%	97	63	160
1910	96	26	122	88.4%	2	11	13	9.4%	3	-	3	2.2%	101	37	138
1911	76	51	127	86.4%	7	5	12	8.2%	8	-	8	5.4%	91	56	147
1912	68	50	118	79.7%	20	6	26	17.6%	4	-	4	2.7%	92	56	148
1913	97	48	145	91.2%	5	7	12	7.5%	2	-	2	1.3%	104	55	159
1914	76	52	128	94.1%	3	4	7	5.1%	1	-	1	0.7%	80	56	136
1915	64	50	114	83.2%	20	2	22	16.1%	1	-	1	0.7%	85	52	137
1916	89	60	149	94.3%	3	3	6	3.8%	3	-	3	1.9%	95	63	158
1917	101	64	165	96.5%	2	-	2	1.2%	4	-	4	2.3%	107	64	171
1918	75	61	136	88.9%	8	-	8	5.2%	8	1	9	5.9%	91	62	153
1919	51	59	110	72.8%	22	5	27	17.9%	14	-	14	9.3%	87	64	151
1920	76	45	121	80.1%	6	18	24	15.9%	6	-	6	4.0%	88	63	151
1921	80	58	138	78.0%	13	18	31	17.5%	8	-	8	4.5%	101	76	177
1922	83	71	154	81.9%	7	12	19	10.1%	14	1	15	8.0%	104	84	188
1923	61	78	139	79.9%	13	13	26	14.9%	9	-	9	5.2%	83	91	174
1924	100	74	174	71.3%	27	31	58	23.8%	10	2	12	4.9%	137	107	244
1925	132	112	244	74.4%	15	67	82	25.0%	2	-	2	0.6%	149	179	328
1926	133	111	244	73.9%	50	33	83	25.2%	3	-	3	0.9%	186	144	330
1927	132	100	232	81.1%	42	11	53	18.5%	1	-	1	0.3%	175	111	286
1928	147	110	257	87.7%	28	7	35	11.9%	1	-	1	0.3%	176	117	293
1929	132	102	234	77.7%	42	24	66	21.9%	1	-	1	0.3%	175	126	301
1930	129	97	226	81.9%	18	29	47	17.0%	3	-	3	1.1%	150	126	276
1931	71	34	105	51.7%	35	58	93	45.8%	5	-	5	2.5%	111	92	203
1932	126	79	205	61.2%	69	58	127	37.9%	3	-	3	0.9%	198	137	335
1933	116	66	182	67.9%	32	51	83	31.0%	3	-	3	1.1%	151	117	268
1934	87	59	146	66.7%	10	60	70	32.0%	3	-	3	1.4%	100	119	219
1935	93	58	151	45.9%	55	116	171	52.0%	7	-	7	2.1%	155	174	329
1936	74	60	134	95.7%	2	1	3	2.1%	3	-	3	2.1%	79	61	140
1937	78	59	137	75.7%	3	39	42	23.2%	2	-	2	1.1%	83	98	181
1938	72	57	129	65.8%	63	1	64	32.7%	3	-	3	1.5%	138	58	196
1939	95	69	164	35.6%	177	117	294	63.8%	3	-	3	0.7%	275	186	461
1940	90	105	195	68.9%	60	22	82	29.0%	6	-	6	2.1%	156	127	283

(注)『文部省年報』から作成。ただし、脚注6を参照のこと。

(表3) 小学校教員免許状授与人員(宮城県一尋・本・正)

	師範卒				無試験				試験				合計		
	男	女	計(a)	a/d (%)	男	女	計(b)	b/d (%)	男	女	計(c)	c/d (%)	男	女	計(d)
1895	-	-	0	0.0%	175	3	178	89.9%	20	-	20	10.1%	195	3	198
1896	-	-	0	0.0%	76	1	77	50.0%	77	-	77	50.0%	153	1	154
1897	-	-	0	0.0%	11	-	11	15.9%	58	-	58	84.1%	69	0	69
1898	-	-	0	0.0%	6	-	6	11.1%	48	-	48	88.9%	54	0	54
1899	-	-	0	0.0%	12	1	13	10.9%	100	6	106	89.1%	112	7	119
1900	36	-	36	29.0%	16	-	16	12.9%	61	11	72	58.1%	113	11	124
1901	39	-	39	22.3%	25	14	39	22.3%	89	8	97	55.4%	153	22	175
1902	37	-	37	31.4%	18	12	30	25.4%	49	2	51	43.2%	104	14	118
1903	35	-	35	38.9%	6	14	20	22.2%	33	2	35	38.9%	74	16	90
1904	-	-	0	0.0%	13	19	32	88.9%	3	1	4	11.1%	16	20	36
1905	-	-	0	0.0%	3	14	17	100.0%	-	-	0	0.0%	3	14	17
1906	-	-	0	0.0%	-	39	39	79.6%	10	-	10	20.4%	10	39	49
1907	-	-	0	0.0%	4	22	26	81.3%	3	3	6	18.8%	7	25	32
1908	-	-	0	0.0%	3	17	20	55.6%	15	1	16	44.4%	18	18	36
1909	-	-	0	0.0%	4	11	15	57.7%	11	0	11	42.3%	15	11	26
1910	-	-	0	0.0%	4	9	13	31.7%	28	-	28	68.3%	32	9	41
1911	-	-	0	0.0%	8	9	17	48.6%	18	-	18	51.4%	26	9	35
1912	-	-	0	0.0%	8	22	30	50.0%	28	2	30	50.0%	36	24	60
1913	-	-	0	0.0%	2	13	15	14.3%	23	67	90	85.7%	25	80	105
1914	-	-	0	0.0%	4	11	15	16.3%	57	20	77	83.7%	61	31	92
1915	-	-	0	0.0%	14	25	39	69.6%	16	1	17	30.4%	30	26	56
1916	-	-	0	0.0%	2	-	2	3.2%	27	33	60	96.8%	29	33	62
1917	-	-	0	0.0%	2	1	3	3.0%	69	29	98	97.0%	71	30	101
1918	-	-	0	0.0%	12	12	24	15.6%	95	35	130	84.4%	107	47	154
1919	-	-	0	0.0%	5	7	12	12.0%	58	30	88	88.0%	63	37	100
1920	-	-	0	0.0%	5	2	7	13.2%	34	12	46	86.8%	39	14	53
1921	-	-	0	0.0%	15	12	27	35.5%	40	9	49	64.5%	55	21	76
1922	-	-	0	0.0%	30	22	52	38.8%	63	19	82	61.2%	93	41	134
1923	-	-	0	0.0%	20	9	29	29.6%	52	17	69	70.4%	72	26	98
1924	-	-	0	0.0%	25	11	36	31.3%	53	26	79	68.7%	78	37	115
1925	-	-	0	0.0%	74	16	90	49.5%	59	33	92	50.5%	133	49	182
1926	-	-	0	0.0%	55	7	62	69.7%	24	3	27	30.3%	79	10	89
1927	-	-	0	0.0%	50	7	57	58.8%	21	19	40	41.2%	71	26	97
1928	-	-	0	0.0%	67	11	78	53.4%	46	22	68	46.6%	113	33	146
1929	-	-	0	0.0%	12	4	16	66.7%	4	4	8	33.3%	16	8	24
1930	-	-	0	0.0%	45	17	62	78.5%	9	8	17	21.5%	54	25	79
1931	-	-	0	0.0%	63	20	83	74.1%	14	15	29	25.9%	77	35	112
1932	-	-	0	0.0%	25	7	32	48.5%	22	12	34	51.5%	47	19	66
1933	-	-	0	0.0%	20	9	29	44.6%	25	11	36	55.4%	45	20	65
1934	-	-	0	0.0%	4	-	4	17.4%	16	3	19	82.6%	20	3	23
1935	-	-	0	0.0%	9	74	83	69.2%	19	18	37	30.8%	28	92	120
1936	-	-	0	0.0%	6	4	10	43.5%	4	9	13	56.5%	10	13	23
1937	-	-	0	0.0%	5	70	75	64.1%	22	20	42	35.9%	27	90	117
1938	-	-	0	0.0%	21	-	21	20.4%	47	35	82	79.6%	68	35	103
1939	-	-	0	0.0%	42	184	226	44.8%	106	173	279	55.2%	148	357	505
1940	-	-	0	0.0%	29	122	151	42.9%	45	156	201	57.1%	74	278	352

(注)『文部省年報』から作成。ただし、脚注6を参照のこと。

小学校教員無試験検定に関する研究

(表4) 小学校教員免許状授与人員(宮城県一小・専・正)

	師範卒				無試験				試験				合計		
	男	女	計(a)	a/d (%)	男	女	計(b)	b/d (%)	男	女	計(c)	c/d (%)	男	女	計(d)
1895	-	-	0	0.0%	14	5	19	61.3%	9	3	12	38.7%	23	8	31
1896	-	-	0	0.0%	10	2	12	54.5%	9	1	10	45.5%	19	3	22
1897	-	-	0	0.0%	5	3	8	47.1%	7	2	9	52.9%	12	5	17
1898	-	-	0	0.0%	-	2	2	20.0%	5	3	8	80.0%	5	5	10
1899	-	-	0	0.0%	-	1	1	6.3%	10	5	15	93.8%	10	6	16
1900	-	-	0	0.0%	3	3	6	16.2%	14	17	31	83.8%	17	20	37
1901	-	-	0	0.0%	16	5	21	26.3%	39	20	59	73.8%	55	25	80
1902	-	-	0	0.0%	4	18	22	23.2%	53	20	73	76.8%	57	38	95
1903	-	-	0	0.0%	1	3	4	6.1%	36	26	62	93.9%	37	29	66
1904	-	-	0	0.0%	1	5	6	40.0%	4	5	9	60.0%	5	10	15
1905	-	-	0	0.0%	2	1	3	100.0%	-	-	0	0.0%	2	1	3
1906	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	2	12	14	100.0%	2	12	14
1907	-	-	0	0.0%	1	2	3	23.1%	2	8	10	76.9%	3	10	13
1908	-	-	0	0.0%	3	2	5	25.0%	-	15	15	75.0%	3	17	20
1909	-	-	0	0.0%	3	4	7	18.9%	3	27	30	81.1%	6	31	37
1910	-	-	0	0.0%	23	2	25	58.1%	3	15	18	41.9%	26	17	43
1911	-	-	0	0.0%	33	-	33	52.4%	5	25	30	47.6%	38	25	63
1912	-	-	0	0.0%	15	2	17	40.5%	6	19	25	59.5%	21	21	42
1913	-	-	0	0.0%	-	1	1	11.1%	6	2	8	88.9%	6	3	9
1914	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	1	11	12	100.0%	1	11	12
1915	-	-	0	0.0%	-	17	17	34.7%	11	21	32	65.3%	11	38	49
1916	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	7	6	13	100.0%	7	6	13
1917	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	6	7	13	100.0%	6	7	13
1918	-	-	0	0.0%	27	1	28	40.0%	24	18	42	60.0%	51	19	70
1919	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	13	23	36	100.0%	13	23	36
1920	-	-	0	0.0%	10	-	10	27.0%	17	10	27	73.0%	27	10	37
1921	-	-	0	0.0%	3	2	5	8.8%	41	11	52	91.2%	44	13	57
1922	-	-	0	0.0%	2	3	5	12.2%	13	23	36	87.8%	15	26	41
1923	-	-	0	0.0%	19	7	26	38.2%	15	27	42	61.8%	34	34	68
1924	-	-	0	0.0%	14	27	41	61.2%	4	22	26	38.8%	18	49	67
1925	-	-	0	0.0%	54	79	133	93.0%	4	6	10	7.0%	58	85	143
1926	-	-	0	0.0%	28	88	116	83.5%	12	11	23	16.5%	40	99	139
1927	-	-	0	0.0%	25	143	168	85.7%	10	18	28	14.3%	35	161	196
1928	-	-	0	0.0%	24	249	273	90.7%	12	16	28	9.3%	36	265	301
1929	-	-	0	0.0%	2	262	264	79.5%	30	38	68	20.5%	32	300	332
1930	-	-	0	0.0%	31	321	352	90.3%	21	17	38	9.7%	52	338	390
1931	-	-	0	0.0%	44	355	399	94.5%	14	9	23	5.5%	58	364	422
1932	-	-	0	0.0%	7	325	332	85.3%	29	28	57	14.7%	36	353	389
1933	-	-	0	0.0%	11	375	386	93.0%	15	14	29	7.0%	26	389	415
1934	-	-	0	0.0%	5	308	313	88.4%	19	22	41	11.6%	24	330	354
1935	-	-	0	0.0%	9	416	425	77.8%	24	97	121	22.2%	33	513	546
1936	-	-	0	0.0%	2	3	5	6.3%	10	64	74	93.7%	12	67	79
1937	-	-	0	0.0%	2	45	47	35.3%	12	74	86	64.7%	14	119	133
1938	-	-	0	0.0%	24	133	157	71.7%	19	43	62	28.3%	43	176	219
1939	-	-	0	0.0%	37	219	256	62.1%	32	124	156	37.9%	69	343	412
1940	-	-	0	0.0%	20	362	382	89.5%	7	38	45	10.5%	27	400	427

(注)「文部省年報」から作成。ただし、脚注6を参照のこと。

(表5) 小学校教員免許状授与人員 (宮城県一小・准)

	師範卒				無試験				試験				合計		
	男	女	計(a)	a/d (%)	男	女	計(b)	b/d (%)	男	女	計(c)	c/d (%)	男	女	計(d)
1895	1	-	1	2.1%	46	-	46	97.9%	0	0	0	0.0%	47	0	47
1896	-	-	0	0.0%	12	-	12	100.0%	-	-	0	0.0%	12	0	12
1897	-	-	0	0.0%	14	1	15	100.0%	-	-	0	0.0%	14	1	15
1898	-	-	0	0.0%	19	-	19	100.0%	-	-	0	0.0%	19	0	19
1899	-	-	0	0.0%	8	-	8	100.0%	-	-	0	0.0%	8	0	8
1900	36	-	36	81.8%	7	1	8	18.2%	-	-	0	0.0%	43	1	44
1901	-	-	0	0.0%	45	1	46	83.6%	9	-	9	16.4%	54	1	55
1902	37	-	37	52.1%	21	-	21	29.6%	13	-	13	18.3%	71	0	71
1903	35	-	35	41.7%	22	26	48	57.1%	1	-	1	1.2%	58	26	84
1904	-	-	0	0.0%	19	18	37	100.0%	-	-	0	0.0%	19	18	37
1905	-	-	0	0.0%	13	34	47	100.0%	-	-	0	0.0%	13	34	47
1906	-	-	0	0.0%	13	20	33	100.0%	-	-	0	0.0%	13	20	33
1907	-	-	0	0.0%	20	15	35	100.0%	-	-	0	0.0%	20	15	35
1908	-	-	0	0.0%	48	23	71	100.0%	-	-	0	0.0%	48	23	71
1909	-	-	0	0.0%	62	38	100	100.0%	-	-	0	0.0%	62	38	100
1910	-	-	0	0.0%	63	38	101	100.0%	-	-	0	0.0%	63	38	101
1911	-	-	0	0.0%	40	37	77	100.0%	-	-	0	0.0%	40	37	77
1912	-	-	0	0.0%	38	36	74	98.7%	1	-	1	1.3%	39	36	75
1913	-	-	0	0.0%	25	25	50	100.0%	-	-	0	0.0%	25	25	50
1914	-	-	0	0.0%	24	43	67	100.0%	-	-	0	0.0%	24	43	67
1915	-	-	0	0.0%	12	36	48	100.0%	-	-	0	0.0%	12	36	48
1916	-	-	0	0.0%	16	28	44	100.0%	-	-	0	0.0%	16	28	44
1917	-	-	0	0.0%	37	13	50	100.0%	-	-	0	0.0%	37	13	50
1918	-	-	0	0.0%	37	33	70	100.0%	-	-	0	0.0%	37	33	70
1919	-	-	0	0.0%	28	24	52	100.0%	-	-	0	0.0%	28	24	52
1920	-	-	0	0.0%	25	19	44	100.0%	-	-	0	0.0%	25	19	44
1921	-	-	0	0.0%	26	12	38	100.0%	-	-	0	0.0%	26	12	38
1922	-	-	0	0.0%	36	42	78	100.0%	-	-	0	0.0%	36	42	78
1923	-	-	0	0.0%	36	40	76	81.7%	9	8	17	18.3%	45	48	93
1924	-	-	0	0.0%	24	26	50	100.0%	-	-	0	0.0%	24	26	50
1925	-	-	0	0.0%	18	42	60	100.0%	-	-	0	0.0%	18	42	60
1926	-	-	0	0.0%	22	45	67	100.0%	-	-	0	0.0%	22	45	67
1927	-	-	0	0.0%	35	24	59	100.0%	-	-	0	0.0%	35	24	59
1928	-	-	0	0.0%	56	49	105	100.0%	-	-	0	0.0%	56	49	105
1929	-	-	0	0.0%	33	19	52	100.0%	-	-	0	0.0%	33	19	52
1930	-	-	0	0.0%	53	45	98	100.0%	-	-	0	0.0%	53	45	98
1931	-	-	0	0.0%	35	17	52	100.0%	-	-	0	0.0%	35	17	52
1932	-	-	0	0.0%	39	35	74	100.0%	-	-	0	0.0%	39	35	74
1933	-	-	0	0.0%	65	49	114	100.0%	-	-	0	0.0%	65	49	114
1934	-	-	0	0.0%	23	29	52	100.0%	-	-	0	0.0%	23	29	52
1935	-	-	0	0.0%	58	41	99	100.0%	-	-	0	0.0%	58	41	99
1936	-	-	0	0.0%	33	27	60	100.0%	-	-	0	0.0%	33	27	60
1937	-	-	0	0.0%	39	29	68	100.0%	-	-	0	0.0%	39	29	68
1938	-	-	0	0.0%	22	55	77	100.0%	-	-	0	0.0%	22	55	77
1939	-	-	0	0.0%	17	78	95	100.0%	-	-	0	0.0%	17	78	95
1940	-	-	0	0.0%	12	68	80	100.0%	-	-	0	0.0%	12	68	80

(注)「文部省年報」から作成。ただし、脚注6を参照のこと。

小学校教員無試験検定に関する研究

(表6) 小学校教員免許状授与人員 (宮城県一尋・准)

	師範卒				無試験				試験				合計		
	男	女	計(a)	a/d (%)	男	女	計(b)	b/d (%)	男	女	計(c)	c/d (%)	男	女	計(d)
1895	-	-	0	0.0%	166	11	177	65.6%	86	7	93	34.4%	252	18	270
1896	-	-	0	0.0%	43	-	43	25.6%	120	5	125	74.4%	163	5	168
1897	-	-	0	0.0%	53	4	57	21.8%	192	13	205	78.2%	245	17	262
1898	-	-	0	0.0%	47	1	48	25.8%	129	9	138	74.2%	176	10	186
1899	-	-	0	0.0%	16	-	16	5.9%	233	22	255	94.1%	249	22	271
1900	-	-	0	0.0%	57	3	60	15.3%	285	47	332	84.7%	342	50	392
1901	-	-	0	0.0%	4	4	8	2.6%	271	31	302	97.4%	275	35	310
1902	-	-	0	0.0%	6	1	7	4.1%	143	22	165	95.9%	149	23	172
1903	-	-	0	0.0%	6	-	6	8.1%	63	5	68	91.9%	69	5	74
1904	-	-	0	0.0%	5	5	10	21.7%	28	8	36	78.3%	33	13	46
1905	-	-	0	0.0%	-	3	3	21.4%	8	3	11	78.6%	8	6	14
1906	-	-	0	0.0%	-	3	3	4.1%	56	14	70	95.9%	56	17	73
1907	-	-	0	0.0%	-	3	3	7.3%	26	12	38	92.7%	26	15	41
1908	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	56	12	68	100.0%	56	12	68
1909	-	-	0	0.0%	-	3	3	3.5%	73	9	82	96.5%	73	12	85
1910	-	-	0	0.0%	2	1	3	3.3%	75	13	88	96.7%	77	14	91
1911	-	-	0	0.0%	1	2	3	3.6%	73	7	80	96.4%	74	9	83
1912	-	-	0	0.0%	4	-	4	7.1%	46	6	52	92.9%	50	6	56
1913	-	-	0	0.0%	1	3	4	4.0%	88	7	95	96.0%	89	10	99
1914	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	46	6	52	100.0%	46	6	52
1915	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	57	9	66	100.0%	57	9	66
1916	-	-	0	0.0%	2	2	4	7.3%	45	6	51	92.7%	47	8	55
1917	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	30	2	32	100.0%	30	2	32
1918	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	22	3	25	100.0%	22	3	25
1919	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	30	8	38	100.0%	30	8	38
1920	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	32	7	39	100.0%	32	7	39
1921	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	52	17	69	100.0%	52	17	69
1922	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	58	6	64	100.0%	58	6	64
1923	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	51	3	54	100.0%	51	3	54
1924	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	45	8	53	100.0%	45	8	53
1925	-	-	0	0.0%	-	1	1	3.2%	28	2	30	96.8%	28	3	31
1926	-	-	0	0.0%	1	5	6	21.4%	20	2	22	78.6%	21	7	28
1927	-	-	0	0.0%	6	8	14	23.3%	39	7	46	76.7%	45	15	60
1928	-	-	0	0.0%	-	2	2	9.1%	19	1	20	90.9%	19	3	22
1929	-	-	0	0.0%	7	3	10	17.9%	42	4	46	82.1%	49	7	56
1930	-	-	0	0.0%	-	5	5	25.0%	15	-	15	75.0%	15	5	20
1931	-	-	0	0.0%	2	1	3	17.6%	13	1	14	82.4%	15	2	17
1932	-	-	0	0.0%	2	-	2	10.0%	14	4	18	90.0%	16	4	20
1933	-	-	0	0.0%	-	2	2	8.0%	21	2	23	92.0%	21	4	25
1934	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	23	2	25	100.0%	23	2	25
1935	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	29	4	33	100.0%	29	4	33
1936	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	2	4	6	100.0%	2	4	6
1937	-	-	0	0.0%	1	1	2	28.6%	2	3	5	71.4%	3	4	7
1938	-	-	0	0.0%	-	10	10	100.0%	-	-	0	0.0%	0	10	10
1939	-	-	0	0.0%	-	-	0	0.0%	14	43	57	100.0%	14	43	57
1940	-	-	0	0.0%	1	2	3	9.4%	5	24	29	90.6%	6	26	32

(注)「文部省年報」から作成。ただし、脚注6を参照のこと。

年度までの4年間の尋本正免許状取得者は、すべて簡易科卒業業者である¹⁰。無試験検定による尋本正免許状取得者は、この時期に限らず、恒常的に存在した。1905（明治38）～1908（明治41）年度の4年間と1915（大正4）年度には、試験検定よりも多くの取得者を輩出している。しかし、それ以外の年度では、試験検定による取得者の方がむしろ優勢である。担当が尋常科に限定された尋本正免許状の取得者は、試験検定と無試験検定とによって輩出されていたと捉えることができる。

小専正については、この時期、試験検定による取得者が多数を占めていた。無試験検定による取得者がいないわけではないが、その人数は、1920年代後半からの小専正免許状取得者の大量輩出に比べれば、圧倒的に少ない。ちなみに、1920年代後半の無試験検定による免許状取得者の比率の上昇は（〔表1〕参照）、この小専正の大量取得によるものである。

小准について。試験検定による取得者は、1902年（明治35）前後にごく少数存在するだけであり、小准免許状については、ほぼ無試験検定によって供給されていたと断言してよい。ちなみに、師範卒は、上記の簡易科卒の尋本正免許状取得者が、同時に小准の免許状を授与されたものである¹¹。

尋准について。師範卒者は、当然のことながら、存在しない。無試験検定による取得者もないわけではないが、人数も比率もごく僅かである。有資格最初級の尋准免許状授与者はほぼ試験検定による取得者によって占められていたと捉えてよい。

以上をまとめるとつぎのようにならう。第一は、師範学校が供給したのはほぼ有資格最上位の小本正だけであり、それ以外の免許種別の教員は教員検定による免許状取得者であったこと、第二は無試験検定によって輩出されたのはおもに小本正、尋本正、小准の免許状取得者であったこと、第三は試験検定によって輩出されたのはおもに尋本正、小専正、尋准の免許状取得者であったこと、以上である。冷静に考えてみれば容易に判るように、入学定員に限りのあった師範学校の卒業業者によってのみわが国の小学校教育が成り立つはずもなかったものであり、教員検定に

よる免許状取得者の存在があつてはじめて、それは遂行し得たのであった。そして、この教員検定による免許状取得者の一部分を無試験検定合格者が占めていたのである。

II 無試験検定制度の運用

無試験検定がどのように実施されたのかを検討するのに先立って、ここでは、その運用上の原則とでもいふべき制度的枠組みについて整理し検討をくわえておきたい。

無試験検定の対象となり得る者は小学校令施行規則によって規定されていた。1911（明治44）年7月31日の改正時点（文部省令第24号）でみると、つぎの者を対象として、免許種別ごとに規定された科目と程度（第108条～第112条）に対照して、「学力、性行、及身体ニ就キ之ヲ行フ」とされていた（第105条、第107条）。①師範学校・中学校・高等女学校教員の免許状を有する者、②文部省直轄学校において特定科目について教職に適する教育を受けて卒業した者、③中学校又は高等女学校を卒業した者、④いわゆる認定学校を卒業した者、⑤他府県で小学校教員免許状を授与された者、⑥その他府県知事が「特ニ適任」と認めた者、以上が対象者である。この6種の対象者のなかで相対的に多数を占めたのは③～⑤であり、なかでも③の中学校・高等女学校の卒業業者（以下、中・高女卒者と略記）がもっとも多かった。⑥は学歴不問の検定として運用されており、「特別検定」と称されることもあった（⑥についてはIVでまとめて検討する）。

無試験検定に関する小学校令レベルでの規定はほぼこれに尽きていた。その具体的運用は、府県ごとに設けられた「小学校教員検定委員会」（施行規則第98条）によって行われることになるが、その際の則るべき基準として定められたのが府県ごとの「検定内規」であった。施行規則では、たとえば中・高女卒者が無試験検定の対象となり得ることが規定されていても、彼・彼女らがどの種類の免許状を授与されるのかは規定されてはいない。それは府県の「検定内規」において定められていたのである。

10 宮城県師範学校簡易科は1902（明治35）年に募集停止となっている。
11 たとえば、「告示第183号」（1902年7月25日）〔『宮城県報』第716号〕。

宮城県の場合、この時期には、ふたつの「検定内規」を確認することができる。ひとつは「小学校教員無試験検定標準内規」¹²であり、もうひとつは「小学校教員検定内規」¹³である。前者の「標準内規」がいつごろ制定されたのかは現段階で確認できていないが、明治末年にはこの「標準内規」にしたがって無試験検定が運用されていることから判断すると、恐らくは、1907（明治40）年の小学校令中改正に伴って制定されたものと推測される。後者の「検定内規」は、1915（大正4）年に制定されたものであり、無試験検定と試験検定の両者について詳細に規定され、これ以後の教員検定全般の基本的基準とされたものである。

前者の「標準内規」の要点はこうである。①中・高女卒者は、卒業と同時に小准免許状を取得することが可能であった。②中・高女卒者は、卒業時の成績が卒業生総員の2/3以内であること、かつ小学校教員として3箇年（中学校）あるいは2箇年（高等女学校）勤務すれば、尋本正免許状を取得することが可能であった。③中・高女卒者は、卒業時の成績が総員の1/2以内であること、かつ小学校教員として5箇年（中学校）あるいは3箇年（高等女学校）勤務すれば、小本正免許状を取得することが可能であった。つまりは、中学校・高等女学校卒業と教員資格とが小准免許状の授与という点で連動していたのであり、その上位に位置する尋本正・小本正免許状は、卒業時の学業成績の如何とその後の勤務年数の多寡によって上進可能となる仕組みがとられていたのである。さらに、もうひとつ重要なことは、免許状上進の際に、師範学校で課されていた「教科」の習得が必須要件と明定されることはなかったことである。ただし、この部分についての認定手続きがまったくなかったわけではなく、実際には、小学校教員検定委員会（常任委員会）による「実地授業視察」が手続きとして組み込まれていた。この点のはちに項目を立てて検討することにする。

後者の「検定内規」の場合はどうか。卒業時の成績条件は緩和されていたが、基本的要点は前者と同じである。つまり、①官公私立の中学校または高等女学校本科卒業者（いわゆる認定学校の卒業者を含む）は、

卒業と同時に小准・尋准の免許状を取得することが可能であり、②その後の勤務年数の多寡によって尋本正・小本正への上進が可能とされていた。尋本正については3箇年（中学校）あるいは2箇年（高等女学校）の勤務が、小本正についてはこれにくわえて2箇年の勤務で、それぞれ上進が可能とされていた。③卒業時の成績については、小本正への上進の際に優遇されるにとどまった。つまり、卒業生総員の1/3以内であり、4箇年（中学校）あるいは3箇年（高等女学校）在職すれば、小本正の免許状を取得することが可能であるとされた。在職年限の点で優遇（つまり短縮）されていたことになる。また、④小専正についても規定され、官公私立の甲種実業学校又は高等女学校実科、実科高等女学校の卒業者は、卒業時の成績が総員の1/2以上であり、かつ3箇年以上本県小学校教育に従事すれば、小専正の免許状を取得することが可能であった。前者の「標準内規」と比べて、私立の中学校・高等女学校卒業者が対象者として明記された点、さらに卒業時の成績条件が緩和されている点で、後者の「検定内規」は無試験検定の間口をより拡げるものであったことが判る。

以上の「内規」類は、無試験検定に関するかぎり、免許状の授与基準であるとともに、より多くの条項を免許状の上進に関する規定に割いていた。中・高女卒を初級免許状の授与基準とし、その後の上進は基本的には勤務年数の多寡によって認定するという方式がとられていたのである。無試験検定は、中等学校卒業者を小学校教員界に呼び込む窓口として用意されていたが、その免許状授与の仕方は勤務年数の多寡を条件に上進させるという階層的システムとして構築され、機能させられていたのである。そして、ここから見えてくる小学校教員の力量とは、何よりもまず中学校・高等女学校卒業によって担保される学力（今日の教科専門教養）に求められ、教職専門教養については、教職実務経験の積み重ねによって職務遂行に必要な教育技術の習得が可能であるという考え方に立脚していたと捉えることができる。

12 「小学校教員無試験検定標準内規」〔「宮城県庁文書 学校教職員 大正02年 2-0073」〕。

13 「小学校教員検定内規」（1915年7月24日知事決済。両師範学校長および郡市長宛送付）〔「宮城県庁文書 学校教職員 大正05年 2-0036」〕。

Ⅲ 無試験検定の実施過程(1)

それでは無試験検定は実際にどのように行われていたのか。つぎの三点を明らかにすることを目標に実施過程を詳細に検討することにした。一つ目は合格者の修学歴や職歴を含めた履歴事項の如何である。二つ目は免許状の上進、とりわけ准教員から正教員への上進がどのように認定されたのかという点である。三つ目は、上記二点を含むことであるが、出願者のどのような事項がどのような方法によって認定されたのかという点である。まとめていえば、履歴事項と認定手続きとを突き合わせることによって、免許状取得者の免許取得要件の実際を可能な限り明らかにすることに努めたい。

とはいえ、このことを明らかにすることだけでも容易なことでない。むしろ、きわめて煩雑な作業の積み重ねを経なければ明らかにし得ないことがらである。理由はふたつある。ひとつは、それが行政当局内部(主要には小学校教員検定委員会)で行われた行為だからであり、その過程に踏み込んでいかなければ実際が見えてこない点である。本稿では、「宮城県庁文書」(行政文書)のなかの教員検定関係簿冊を仔細に紐解くことによって、この点を解明していきたい。もうひとつの理由は、郡市長による出願書類の進達という手続きがとられていたとはいえ、無試験検定が基本的には個人単位の出願であり、しかもそれが「随時」(施行規則第106条)とされていたからである。つまり、出願者の数だけ事例が存在するのである。したがって、特定個人についてその出願から免許状授与までを個別的に追跡していかざるを得ない場合があり、当然のごとく、その作業量は膨大なものになる。そこで本稿ではつぎのような事例研究の方法をとることにした。

無試験検定の認定手続きは免許種別によって異なっていたし時期によっても異なる部分があったが、まず①特定の時期を選び出して、それを事例の固まりとして検討することにする。この場合の特定の時期とは、『県報』掲載の「告示」によって免許状授与者が公示される、その前後の時期をさしている。免許状授与の

評決は小学校教員検定委員会(以下、検定委員会と略記)でなされたが、免許の種類によっては、複数回の検定委員会にまたがってそれがなされており(仮合格と合格の評決)、したがってある最終的な評決の内実を確かめるためにはそこから何回かの検定委員会を遡って検討しなければならないのである。その一連の過程を事例の固まりとして分析することにした。②事例は、当然のことながら、代表的な事例とする。当該時期における事例としての代表性を備え、かつ上記の三点を明らかにし得る事例を分析対象としていきたい。③以上をふまえ、本稿では、大きくは1913(大正2)年度を主たる対象年度とし、なかでも同年7月15日付告示391号(以下、「告示391」と略記)を代表的な事例として分析を進めていきたい。この告示ではすべての種別に免許状授与者が存在したし、この告示内容を決定した検定委員会では、従前の仮合格者についての最終評決と次回以降の検定委員会に付される仮合格者の評決も含まれていた。この点で事例としての代表性を備えていたと考えられるからである。なお、念のために断っておけば、「告示391」は、教員免許状の地域制限を撤廃した小学校令施行規則改正(同年7月16日)の適用以前のものであり、前節で触れた「小学校教員無試験検定標準内規」にしたがって決定されたものである。

さて、この「告示391」では44名の者に免許状が授与されていた。内訳は、小本正7名、尋本正13名、小専正1名、小准19名、尋准4名である。しかし、この告示内容を決定した検定委員会(7月10日付文書)で評決の対象とされた者は合計61名(小本正10名、尋本正25名、小専正2名、小准20名、尋准4名)であった。つまり、一方では従前の仮合格者についての最終評決数が含まれ、他方では次回以降に最終評決される仮合格者数が含まれ、その合計が61名ということになるのである。この61名に対する評決を分類するとつぎのようになる¹⁴。

[1] 合格I……出願免許種別の要件を満たしている
と判断された者であり、いわば即合格の者である。小本正3名、尋本正2名、小専正1名、小准

14 この61名に対する検定委員会の評決内容はつぎの文書によって知ることができる。「大正元年十二月十八日 小学校教員無試験検定成績」「大正二年一月二十八日 小学校教員無試験検定成績」「大正二年三月二十四日 小学校教員無試験検定成績」「大正二年七月十日 小学校教員無試験検定成績」「大正二年八月末日調査 小学校教員無試験検定成績」「大正二年十一月一日調査 小学校教員無試験検定成績」〔「宮城県庁文書 学校教職員 大正02年 2-0073」〕。

19名、尋准4名の合計29名がこれに該当する。

- [2] 合格Ⅱ……従前に仮合格とされていた者が、この検定委員会において最終的に合格と評決された者である。小本正4名、尋本正11名の合計15名がこれに該当する。具体的には後述するが、小本正と尋本正については、一定の要件を満たした者をまず仮合格とし、検定委員会による「実地授業視察」を経た後に、最終評決が下されるという手続きがとられていた。これが仮合格の意味である。
- [3] 仮合格……この検定委員会において実地授業視察を要すとの仮決定がなされた者、つまり仮合格者である。小本正3名、尋本正2名の合計5名がこれに該当する。ちなみにこの5名は、同年12月までに合格の最終評決がなされ、それぞれに免許状が授与されている。
- [4] 「試験検定ニ移ス」……出願免許種別の要件を一部満たしていないと判断された者であり、その不足部分について試験検定を受験することを求められた者であり、実質的な不合格者である。この事例では特定科目（教科）を受験せよとの評決が下されている。出願者の意思確認が郡市当局をとおしてなされ、直近の試験検定を受けるよう指示がなされていた。尋本正9名、小専正1名の10名がこれに該当する。
- [5] 「調査ヲ要ス」……評決に際して追加調査を要すとされた者である。小准1名がこれに該当するが、のちに「不合格」の評決がなされた。この事例では「近時精神状態ニ異常」がその理由であった。
- [6] 不明……資料的に最終的な結果を確認できない者である。尋本正出願者1名がこれに該当する。

以上の評決結果から読み取ることができる認定対象事項、つまり評決の判断材料とされた事項はつぎのように抽出できる。①修学歴（卒業時の学業成績を含む）、②教職勤務年数（職歴を含む）、③実践的技量、④性行の4項目である。無試験検定の占める割合が相対的に高かった免許種別（小本正、尋本正、小准）について、それぞれ立ち入って検討してみたい。

1. 修学歴と勤務年数

まず小准について。免許状出願者は20名であり、1名を除いて（上記[5]）合格していた。合格者19名はすべて中学校ないしは高等女学校の卒業生である。

「標準内規」の規定どおり、中・高女卒者は、例外はあるにしても（後述）、出願すれば小准免許状が授与されていたのである。合格者のうち11名が高女卒者であり、なかでも私立高等女学校（東華高等女学校、仙台高等女学校）の卒業生が10名を占めていた。この10名は、卒業が1912（大正元）年あるいは1913（大正2）年の3月であり、卒業と同時にあるいは短期間の代用教員勤務を経て、小准免許状を出願していたことになる。小学校教員が高女卒者にとって有力な進路選択のひとつになりつつある状況を窺うことができる。

尋本正について。出願者は24名であり、その評決の内訳は、即合格が2名（上記[1]）、合格が11名（上記[2]）、仮合格が2名（上記[3]）、不合格が9名（上記[4]）、不明が1名（上記[6]）であった。合格者13名（上記[1]と[2]）のうち2名は他県で尋本正免許状を取得したものであり、即合格となっている（上記[1]）。10名は小准からの免許状上進出願者であり、10名全員が高女卒の学歴を有していた。つまり、高女卒業後に小准免許状を取得し、その後数年の教職勤務を経て尋本正の無試験検定に出願し、免許状を授与されたのがこの者たちである。勤務年数は、最短が1年6箇月、最長が4年であった。「標準内規」の定める最短の勤務年数が2箇年であったことからすると、それが厳密に守られていたわけではなかったことが判る。なお、尋本正については、検定委員会の実地授業視察が免許状授与の条件にされていたが、これについては後述する。

一方、尋本正出願者でも、「試験検定ニ移ス」という実質的不合格の評決がなされた者が9名いた。不合格の要因は逆からみれば合格の要件でもある。この9名はいずれも中・高女卒の学歴を有しており、その点では合格者・仮合格者（上記[2][3]）と異なるところはなかった。異なっていたのは勤務年数であり卒業時の成績であった。在学中の「教科」の履修の有無もたしかに注目されている。合格者・仮合格者は全員が「教科」を履修していたのに対して、不合格者は出願時までにその修学歴をもっていない者が多い。しかし、これが合否の決定的要因となっていたわけではなく、履修していても不合格となった者はいたのである。主たる要因は、「標準内規」の定めるとおり、勤務年数であり卒業時の成績だったのである。評決の実際をみると、不合格者は勤務年数（男子3年、女子2年）を満たしていない者が多かつたし、勤務年数

を満たした者でも、卒業時の成績が「標準内規」の定める範囲内（総員の2/3以内）にない者は不合格の判断がなされていた。たとえば、K.K（中学校卒、4年5箇月）は39名中34番で不合格、T.S（中学校卒、9年5箇月）は122名中91番で不合格、K.H（高等女学校卒、6年3箇月）は16名中16番で不合格、といった具合であった¹⁵。ちなみに、このときに「試験検定ニ移ス」と評決された者は、全員が試験検定（「教科」）を受験する意思を表明していたが、結果をみるかぎり、合格したのは僅か1名に過ぎなかった¹⁶。

つぎに小本正について。評決対象となった出願者は10名であり、その評決の内訳は、即合格が3名（上記〔1〕）、合格が4名（上記〔2〕）、仮合格が3名（上記〔3〕）である。不合格者はいない。合格者7名（上記〔1〕〔2〕）のうち3名は他府県で小本正免許状を取得した者であり¹⁷、残りの4名が尋本正からの免許状上進出願者である。4名とも高女卒の学歴をもっており、在学中に「教科」も履修していた。つまり、高女卒業後に小准免許状を取得し、尋本正へと上進し、その後数年の教職勤務を経て小本正の無試験検定に出願し、免許状を授与されたのがこの者たちである。通算の教職経歴年数は、最短が3年9箇月、最長が9年4箇月であった。小本正についても、尋本正同様、検定委員会による実地授業視察が免許状授与の条件とされていた。

2. 実践的技量

上述したように、尋本正と小本正については、その認定手続きに検定委員会による実地授業視察が組み込まれていた。常任委員が出願者の勤務校に向いて実地の授業視察を行い、それが評決の判断材料にされていた。書面審査だけではなく実地審査が組み込まれていた点で、まさしく実践的技量の如何が認定対象にされていたのである。尋本正（尋常科のみの担任）と小本正（尋常科および高等科の担任）の違いはあれ、単独で授業を担当する正教員の場合には、教授補助に職

務が限定された准教員とは異なる技量の確かさが求められるという建前が、こうした実地視察を組み込んだ理由だったと考えられる。ただし、結果をみる限り、小本正出願者に対して尋本正ならば「可」とする評決が下される例がまれに見られたが¹⁸、たいていは合格の評決が下されていたようである。「告示391」の場合も、尋本正出願者11名と小本正出願者4名に関して実地視察が行われ、そのうえで合格の最終評決が下されていた。教員検定関係簿冊にはその際の「復命書」が全員分編綴されている¹⁹。この復命書を分析することによって実地授業視察がどのように行われたのを見よう。ちなみに、このときの実地授業不合格者はいなかった。

まず視察の概要はつぎのとおりである。このときの視察は2名の常任委員が担当した。一人は宮城県師範学校附属小学校主事の片桐佐太郎（10名を担当）、もう一人は視学の菊池忠良（5名を担当）である。とくに片桐の場合は、4月30日～5月5日までの6日間連続で実地視察を行っていた。この年の5月4日が日曜日に当たるので実際には5日間であり、1日最低2名（勤務校が異なる）をこなしていたことになる（5月1日には3名）。視察は1校時に限った授業視察であり、その視察結果が菊版13行罫紙1～2頁に記されていた。評定は両者で異なっており、片桐は100点満点で点数化していたのに対して、菊池は「合格可然ト認ム」と記していた。このようなタイトな日程と1校時に限られた視察からしてその実質は表層的にならざるを得なかったろうし、評定の定型的基準もなかったものと推測され、勢いそれは視察者の見識に依存した視察と復命にならざるを得なかったものと推測される。

復命書はおおよそつぎのような構成をとっていた。まず、授業者の担当学年・教科・教材が記され、ついで授業の進行具合が簡略的に記される。その後、「教順」「教式」「教様」「教弁」について、また授業中の言語（明晰の良否、訛りの有無）や態度について、そ

15 以下、氏名はイニシャルで表記する。

16 このとき「試験検定ニ移ス」とされたO.M（1911年3月東華高等女学校卒、出願時の勤務年数1年7箇月）は、1914（大正3）年11月の定期試験検定を受験し、同年12月に尋本正免許状を授与されている〔「告示第687号」1914年12月25日〕。

17 3名の略歴はつぎのとおり。O.Kは東京第一高女卒業後に東京府で小本正免許状を取得し、勤務年数5年3箇月である。S.Yは千葉女子師範学校を卒業し千葉県で小学校教員を勤め、勤務年数5年5箇月である。T.Kは福島県で小本正免許状を取得した後に同県で小学校教員を勤め、勤務年数23年6箇月である。

18 「明治四十五年二月六日 小学校教員無試験検定（実地授業）成績」〔「宮城県庁文書 学校教職員 大正01年 2-0042」〕

19 「宮城県庁文書 学校教職員 大正02年 2-0073」。

れぞれ短評が記され（とくに片桐）、児童の管理と訓練の良否についても評価が記される。これが一般的な構成であった。その他に、特徴点が記されることがあったが、肯定的評価事項を拾ってみると、児童の自発的活動の活発さ、教材の具体化・郷土化の工夫（片桐が高い評価）、児童の興味喚起の有無、自学自習の導入などが特記されていた。

以上の視察概要と復命内容にしたがえば、実地授業視察の性格はつぎのように捉えることができるだろう。それは、授業の巧拙を評価して技量の向上を目指すような性格のものではなく、正教員として単独で授業を担当することに支障がないかどうかという意味での最低限の実践的技量の確認を目的としたものであり、まさしくそうした意味において認定を本質とする視察なのであった。正教員の確保はこの時期の行政当局にとっての重要課題であり、そうした政策的バイアスが、この実地視察の場合にも当てはまっていたのである。

3. 性行

教員検定は「学力」「身体」と並んで「性行」についてこれを行うと規定されていた。無試験検定の実施過程においてもこれが認定の対象項目とされていたことは間違いない。検定委員会に提出された判定資料である「成績調」（注14）において、出願者それぞれについて性行が特記されていたからである（ただし全員ではない）。たとえば、「善良ニシテ職務ニ励精」とか「性質温和品行方正ニシテ事ニ当ルニ熱心ナリ」といった記述である。この性行記述を検討する場合に3点に注目する必要があるだろう。第一はそれがどのように調査されたのかという経緯である。第二は性行記述の内容である。第三は性行の如何が認定（合否）にどう影響したのかという点である。ただ残念ながら、本稿が取りあげている事例では、関連する出願書類一式²⁰を編綴した簿冊を欠いており、上記の点について詳細を知ることができない。そこで、前後の時期も参照しながらこのことに迫ってみたい。

まず第一点目の経緯についてである。事柄の性格上、出願者の提出書類に性行を記した書類が含まれることはまずない。それは別の方法で県当局に情報が集められたと考えざるを得ない。推測できるのはつぎのふたつの方法である。ひとつは、郡市当局が出願書類を県当局に一括進達する際に、その進達書中に性行を記す場合である。実際に、1915（大正4）年段階では、そのような進達書を見出すことができるのである。もうひとつは、出願書類受領後に県当局が性行調査を行う場合である。たとえばつぎのような事例がみられる。小准出願者のH.M（1911年3月高女卒、代用教員勤務3箇月）について、「我俣ノ傾アルモ其性質伶俐ナリ言語普通行状善良（中略）我俣ノ点ニツキ出身学校長ニ質セシニ学用品ハ一定ノ物ヲ用ヒ又室内整頓ハ他人ノ為スヲ喜ハサル如シ教員タルニ不都合ナシト云フ」²¹という記述である。「我俣ノ傾」という何とも通俗的内容の疑義であるが、この事例では、卒業学校長に性行の照会がなされていたことを確認することができるのである。いずれにしても、検定委員会で評決を下す前段階において、在職者については郡市長を、中等学校卒業者については卒業学校長を、また他府県からの出願者については当該府県当局を介して、それぞれ性行に関する情報が収集されたと考えられる。そしてまた、検定委員会の評決で疑義ありとされた出願者については、再度の性行調査が行われたようでもある。たとえば、小准出願者のI.T（1911年3月高女卒、代用教員勤務なし）について、「従順ニシテ勤勉ナレドモ稍縮リナシ」との記述について「性行調査ヲ要ス」との仮決定がなされ、次回委員会において「性行稍縮リナシノ内容 物品ノ取扱等稍不整頓ニ陥ルコトアル意ニ過ギズ」との調査結果が確認され、合格とされていた²²。これもまた内容自体は通俗的という他ないが、ネガティブな性行記述が再度の性行調査につながっていたのである。

第二点目は性行記述の内容である。1913（大正2）年の合格者の性行記述を拾い出してみるとつぎのようになる。「性質温和品行方正ニシテ事ニ当ルニ熱心ナ

20 無試験検定出願に当たって必要とされた書類はつぎのとおりである（1915年段階）。①「無試験検定願」（出願免許種別を記載。施行規則第104条第1～第3号に該当しない旨の市町村長名による証明を添付。検定手数料の「領収書」を添付。）、②「履歴書」（学業、業務、賞罰、その他。所持免許状の写しを添付。）、③学校長名による「卒業証明書」、④「戸籍抄本」、⑤「身体検査書」。

21 「大正元年十二月十八日 小学校教員無試験検定成績」〔大正二年三月二十四日 小学校教員無試験検定成績〕〔「宮城県庁文書 学校教職員 大正02年 2 - 0073」〕。

22 「大正元年十二月十八日 小学校教員無試験検定成績」〔「宮城県庁文書 学校教職員 大正02年 2 - 0073」〕。

り」(小准)「温厚ニシテ職務ニ忠実信義ヲ守リ他ニ対シテ親切ナリ」(小准)「善良ニシテ職務ニ精励」(尋本正)「人物性行(良)」(小本正)「人物温厚篤実品行方正」(小准)。内容は人物評価や職務態度の評価であり、記述の仕方は漠とした短評である。後年の文書にみる県当局からの照会も「教員タルニ不都合ノ行為ナキカ」といった大雑把な内容であり、これに対する回答もルーティンとしかいいようのない漠然とした内容であった²³。いえることは、「性質温和」「温厚篤実」「品行方正」「職務ニ忠実」「信義ヲ守リ」といった常套句が用いられているが、それ自体は教員としての適格性をポジティブに明示する内容とはいいい難く、むしろ通俗的道德律そのものであったことである。つまりは、通俗道德的世界でのネガティブな要素を洗い出すことが性行調査の実際上の役割であり、また性行記述の内容でもあったのである。

第三点は性行の認定への影響である。概していえば、性行のみによって不合格となることはきわめて稀であった。もちろん、性行を理由に不合格となったと推定できる者がいなかったわけではない。「人物性行不良」(T.M、小准出願者)「……常軌ヲ逸シ教員ニハ不適」(N.S、小准出願者)²⁴と記された者は、兩名とも不合格の評決が下されていた。ここにいう「不良」「常軌ヲ逸シ」の具体的内容は定かではないが、いずれにしてもこれは例外というべきごく少数の事例であり、たいていは合格とされていたのである。

以上によってみれば、性行が出願者すべてについて事細かに調査され、それが修学歴や勤務年数と同等以上の重みをもって判断材料とされたとは考えられない。通俗的道德次元での良・不良という大雑把な二分法のもとで、不良の虞のある者についてのみ性行が注視されていたのであって、出願者の多くは「教員タルニ不都合」がないという意味での合格圏内にあったのであった。この時期の無試験検定における性行調査はきわめて大雑把であり、それが合否の認定に及ぼす影

響もさほど大きくはなかったといえるのである。

IV 無試験検定の実施過程(2)

無試験検定による免許状授与にもうひとつのルートが用意されていた。施行規則第107条第6号の規定がそれである。府県知事が「特ニ適任ト認メタル者」に免許状を授与する方法であり、「特別検定」²⁵と称されることもあったが、端的には中等学校を卒業することなく免許状を取得した者により上位の免許状を授与する方法として運用されていた。いわば学歴不問の無試験検定といえることができる。その際に文部省は、とくに正教員免許状を授与する場合の基準とでもいうべき「調査標準」を示達し、地方庁からの申請を「認可」という手続きをとっていた(施行規則第118条)。まずその「調査標準」の概要に触れておくことにする。

この時期、「調査標準」は普通学務局通牒として3回示達されている²⁶。ここでは、本稿が対象とする時期を規定した1907(明治40)年5月3日付のそれを検討しておく。概要はつぎのとおりである(小專正については省略)。(1)対象者は、男子30歳以上、女子25歳以上で、小学校教育に従事して「成績佳良ナル者」、これが基礎的要件である。そのうえで、(2)小本正については、師範学校本科の学科程度に準じた「相当ノ学力」を有し、とくに理科・数学に関して「補修ノ経歴アル者」²⁷で、①尋本正免許状を有し5箇年以上小学校教育に従事している現職者、②小准免許状を有し5箇年以上高等小学校の教育に従事している現職者であること、(3)尋本正については、小准あるいは尋准の免許状を有し5箇年以上小学校教育に従事している現職者で、師範学校簡易科の学科程度(施行規則111条)に对照して「相当ノ学力」を有すること、とくに理科・数学に関して「補修ノ経歴アル者」とされた。そして、(4)添付すべき履歴書には「学業、業務、賞罰、雑」の欄が設けられ、学業欄には、卒業証書および取得免許

23 「教第3047号」(1915年5月27日付内務部長照会、郡長・学校長宛)〔「宮城県庁文書 学校教職員 大正04年 2-0041」〕。

24 「大正二年八月末日調査 小学校教員無試験検定成績」〔「宮城県庁文書 学校教職員 大正02年 2-0073」〕。

25 「宮城県庁文書」ではこのような名称で関係文書が編綴されている。

26 ①1900年10月27日付普通学務局通牒子普甲2834号〔「宮城県庁文書 学校教職員 明33年 2-0014」〕、②1907年5月3日付普通学務局通牒未発普146号〔文部省編纂『自明治三十年至大正十二年 文部省例規類纂』1924年〕、③1921年8月13日付普通学務局通牒発普320号〔「宮城県庁文書 学校教職員 大正10年 2-0024」〕。①は小学校令改正に伴う示達、②は義務教育年限延長に伴う示達、③は文部大臣による「認可」手続きの廃止に伴う示達である。

27 「補習ノ経歴」とは「学校又ハ公私設ノ講習等ニ出席セル者」とされた。

状の写しとともに、講習受講歴（講習科目とその時数）を記入することが求められた。(5)申請にあたっては、義務教育年限延長に伴って正教員の「学力」水準の向上を図る必要があることから、「一層精密ノ調査」を遂げて「其ノ成績拔群ノ者ニ限り」申請すべきこと、そして本人成績に関しては「実地視察」を行ったうえで申請せよと指示していた。つまりこの特別検定は、基準年齢以上の現職教員を対象として、一定年数以上の勤務経験と小本正・尋本正に相当する学力を有すること、そしてその学力を講習受講歴によって証明し得ることを条件として、正教員の免許状を授与するというものであった。

ではこの特別検定はどのように実施されていたのか。1912（大正元）年11月1日付告示145号を事例として検討してみよう²⁸。このときは宮城県当局からの小本正出願者15名に対して、申請どおりに全員が認可されていた²⁹。以下、申請までの庁議の経過である。当初、候補者とされたのは郡市当局の推薦者から選抜された者17名であった。この17名について、履歴事項の調査が改めて指示され、その際につぎの2項—「講習科目、講習期間、講習時数、講師名」「成績優良ナル事実ノ詳細」について特記すべき旨、郡市長に指示された（9月6日）。調査標準に示された講習受講歴にくわえて勤務実績が詳細に調査されていた。そして、最終的には15名が文部省に上申され（履歴書添付、実地視察者明記）、10月15日付で全員が認可された。2名が外されたのは、「尋常小学校本科正教員講習会」（いわゆる学力補習講習会）での不成績が理由だったようである。「多年本県小学校ニ奉職シ其学力技能拔群ニシテ且品行方正ナルノミナラス常ニ教授訓育等ノ研鑽ニ努力シ将タ其担任ニ係ル児童ノ成績優良ナル」。多年奉職したこと、学力優等・品行方正であること、研鑽怠りなく実績が優良であること、これが15名の上進理由であった。以上が実施経過である。

さて、この特別検定の特徴は何よりも申請者の経歴にあったというべきである。上記の15名は全員が尋本正免許状所持者であったが、その取得方法は、3名が師範学校簡易科卒の取得者である他は、教員検定（恐らく試験検定）による免許状取得者であった。いい換

えれば、師範卒や中等学校卒の学歴をもたずに教員免許状を取得した者であり、その意味でこの特別検定はまさしく学歴不問の無試験検定だったのである。

しかし同時に、この申請者には師範学校本科に準じた「相当ノ学力」が求められたのであり、そのために、きわめて頻繁に、また熱心に、各種各様の講習を受講している様子を窺うことができる。たとえばS.Tの場合である。1900（明治33）年7月に師範学校簡易科卒業後、日露戦争前後の2年間を除き、毎年何らかの講習を受講して研鑽に励んでいた。それは、県主催の公設講習会であったり県郡市教育会主催の私設講習会であったりしたが、居住地から離れた地区での講習会にも足を運ぶ熱心さであった。履歴書に記された記録によれば、その延べ日数は10年間弱で268日、延べ時間数は1049時間にも及んでいた。受講科目を列挙すると（重複は除く）、体操科、英語、数学、博物学、教育学、植物学、地理、歴史、学校園、算術、教育病理学、修身科教授法、簡易理科実験法であり、これに上記の学力補習講習会がくわわるのである。このS.Tの場合は、尋本正免許状取得後のこうした多種多様な講習の受講と講習期間が師範学校本科に準じた「相当ノ学力」と認定され、小本正免許状を授与されたのであった。ちなみに15名の勤務年数は、最短が9年、最長が20年8箇月であり、たいいていの者が年功加俸の受給者であった。

以上のことから考えれば、この特別検定にはきわめて強い報奨的意味合いが込められていたといえる。何に対する報奨かといえば、長年の勤続に対する報奨であり、地道な研鑽の蓄積に対する報奨であり、そうしたことの成果としての優良な実績を収めたことに対する報奨であった。特別検定は、正規の学校教育を受けなくとも、努力と研鑽の積み重ねによって有資格最上位の小本正にまで登りつめることができるルートとして用意され、またその事実を知らしめることによって他者の努力と研鑽の意欲を喚起する、免許取得方法だったのである。

ただしつぎの点は注意を要する。府県からの申請者に対して、文部省がいわばフリーパスで正教員免許状の授与を認可していたわけではなかった点である。正教員確保に困難を感じていた地方庁が講習歴不十分な

28 『宮城県報』第25号（1912年11月1日）。

29 関係文書はつぎの簿冊に一括して編綴されている。「宮城県庁文書 学校教職員 大正01年 2-0042」。

者にまで小本正免許状を授与すべく申請を行う傾向に対して、つぎのように注意を促していたからである。

「地方ニヨリテハ補習ノ経歴不十分ナル尋常小学校正教員ニ対シ無試験検定ニ依リ小学校本科正教員ノ免許状ヲ授与セントシテ稟申相成候向モ有之」³⁰と。義務年限延長実施前年において、地方における正教員免許状乱発を予測した警告であったといえよう。そして実際にも、1914（大正3）年には、申請者8名中4名が「理科数学等学力補修ノ経歴不十分」で「詮議不相成」と文部省が拒絶している例も見られたのである³¹。大正末期になると、講習を受講させることによって正教員を大量に輩出する施策が展開されていくが、この時期はまだ、免許状上進に制限的に対処し、免許行政が緊張感をもって展開されていたとみることができる。

何れにしても、学歴不問の無試験検定による免許状取得というルートがあり、毎年度一定数の正教員がこのルートで輩出されていたことを確認しておきたい。

結 語

本稿では、無試験検定の実施過程にまで踏み込み、〈外〉からは見えないことのない認定手続きの実際を明らかにし、免許状の授与要件の解明に努めてきた。授与要件の実際を明らかにすることが免許状取得者の力量の推定につながると考えたからである。しかし、重要でありながら未だ十分に解明できていない点がいくつかある。たとえば「教育科」履修の有無がどのように扱われたのかという点である。師範学校で課されていた「教育科」は、中学校や高等女学校のカリキュラムとの決定的な違いであり、小学校令施行規則にしたがえば、尋本正や小本正の出願者には当然にその履修が求められたと理解するのが自然である。合格者のほとんどが在学中に「教育科」を履修していたのは事実であるが、かといって「検定内規」においてそれが免許状上進の要件と規定されていたわけではなかった。この実際上と規定上の齟齬については十分に詰め切れなかった部分であり、なお検討を重ねなければならない

い。そうした意味で本稿はいくつかの重要な課題を残したままであるが、そのことを承知しつつも、本稿の検討からいい得ることをまとめておきたい。

第一は、教員免許状授与者のなかに、師範学校卒業でもなく試験検定でもなく、無試験検定という方法によって免許状を取得した者が一定の割合で存在したことである。本稿が対象とした時期においては、単年度あたりの免許状授与人員の2～3割をこの無試験検定合格者が占めていた。それは小本正、尋本正、小准に多かったが、なかでも小准の場合はほとんどがこの方法によって免許状を取得した者であった。冒頭に述べたことを改めて繰り返せば、そもそも無試験検定による免許状取得者の存在がなければ、明治以降の小学校教育は成り立ち行かなかったのであり、正教員不足という状況のなかでは³²、この小准といえども単独で授業を担当せざるを得ないというのが小学校教育の実際だったのである。

第二は、無試験検定はおもに中学校や高等女学校の卒業者を小学校教員界へと吸引する装置として用意され、その実際は免許状の序列的構成にしたがった免許上進システムとして構築され運用されていたことである。無試験検定は、免許状授与の方法ではあったが、よりの確には、免許上進制を前提とする免許状授与のシステムだったのである。本稿の事例研究にしたがえば、中・高女卒業が小准免許状の授与という点で連動しており、実際の小准免許取得者もほとんどが中・高女卒業者であり、尋本正・小本正免許取得者もまた多くが小准・尋本正からの上進出願者だったのである。無試験検定は、制度上も運用上も、おもに中等学校卒業者に向けて開かれた免許上進システムを前提にしたその吸引方策だったのである。

第三は、出願者のどのような事項がどう認定されたのかという点についてである。基本的要件は「検定内規」に規定されていたが、認定手続きの実際はそれに尽きるものではなかった。小准の場合は、教職経験の有無にかかわらず、中等学校卒業という学歴と教員として「不都合ノ行為」がないという意味での性行が、

30 1907年12月9日付普通学務局通牒未発普431号「教員免許状授与稟申ニ関スル注意」〔〔文部省編纂『明治三十年至大正十二年文部省例規類纂』1924年〕〕。

31 1914年10月6日付告示554号の場合〔〔宮城県庁文書 学校教職員 大正03年 2-0038〕〕。

32 正教員配置状況（正教員数/学級数）とでも呼ぶべき割合を算出してみると、1912年時点でも68.6%に過ぎなかった。前掲拙稿「小学校教員検定に関する基礎的研究」を参照のこと。

免許状授与の要件であった。しかし尋本正と小本正の場合は認定の要件がより厳しく設定されていた。何よりもまず現職教員であることが基礎要件とされ、学歴と性行にくわえて、一定年数の教職経験と一定水準の実践的技量が求められていた。当然のことながら、小本正は尋本正よりも勤務年数が長く設定されていたが、一定年数の教職従事によって獲得される経験的技量＝実践的技量が要件として求められていたのである。この場合、勤務年数の要求は、正教員確保という実際の理由があったことは当然としても、それだけではなく、その間の教職実務経験によって職務遂行に必要な教育技術の習得を可能ならしめるという意図が込められていたと考えられる。実際の認定手続きにおいて「実地授業視察」が組み込まれていたことにそうした意図を読み取ることができる。ただし、授与要件の実際がこれらに尽きるものであったのかどうかも俄かには断定しがたい。というのは、出願者の履歴書には各種講習の受講歴が事細かに記されるのが常例だったからである。それは、講習受講歴が必須要件とされた特別検定出願者（上記Ⅳ）の場合に限ったことではなかった。講習受講歴が表向き免許上進の要件として規定されることはなかったにしても、認定の実際においては、その有無や多寡が勘案されたであろうことは推測に難くないのである。やはり、講習受講による自己研鑽に努めていることが、潜在的な意味での授与要件ではなかったのかと推測される³³。

第四は、これも改めて繰り返すことになるが、小学校教員界の実際は、免許種別と取得方法を異にする多様な者から構成され、その違いが小学校教員としての力量と性向にもある種の雑多性をもたらしていたであろうと考えられることである。取得方法は大きくは師範卒、無試験検定、試験検定に分けられたが、師範学校卒業者でさえ一部と二部とでは修学歴や修学環境に違いがあったことは、この後展開される一部と二部をめぐる本体論の議論が教えてくれるところである。本稿で検討した無試験検定の場合でも、小准免許状取得までの修学歴は中学校や高等女学校であり、教員養成を目的としたカリキュラムと修学環境のもとで養成されたわけではなかった。試験検定の場合は、建前上は

年齢以外に受験資格の制限がなく、したがって無試験検定以上に間口が広がったはずであり、より多様で雑多な修学歴をもつ者が挑戦していったと考えて差し支えない。小学校教員の養成と供給は、教員不足（とりわけ正教員不足）という近代日本の小学校教育が恒常的に抱え込んでいた事態の故に、さまざまな方法とルートによって補充が図られてきたというのが実際の姿なのである。そうしたことの当然の帰結として、小学校教員界の実際は、出自（取得方法）と種別（免許種別）を異にする多様で雑多な者から構成され、そうした者たちの同居性という点にこそ特徴があったとみるべきであろう。こうした実際への視線を欠いた教員史研究はリアリティーを欠いたものにならざるを得ないだろうし、それはまた、数々の教員施策の分析においてもその歴史的意味を十分に捉えることができないのではあるまいか。

謝 辞

本稿作成にあたっては宮城県公文書館の方々に大変お世話になった。「宮城県庁文書」のうち、個人情報を含むゆえに「非公開」「一部非公開」扱いとなっている簿冊を、一定の制限付きながら閲覧させていただくことができた。そのご配慮にこの場を借りて深く感謝申し上げます。

（平成19年9月28日受理）

付 記

本稿の脱稿後につぎのふたつの論考に接した。釜田史「明治前期秋田県における小学校教員検定試験制度に関する研究」（神戸大学大学院人間発達環境学研究所『研究紀要』第1巻第1号、2007年10月1日）、山本朗登「明治期兵庫県における小学校教員検定試験制度の成立過程に関する研究」（同前・同号）。何れも、秋田県と兵庫県をフィールドとした試験検定制度に関する研究であり、本稿の脚注3の先行研究に追加しておきたい。

33 わが国の教育社会の特徴として講演会や講習会の広範な開設が指摘されるが、その分析を行っていく際に、教員の職能向上という観点だけでなく、こうした「実利」的な観点も重視される必要があるのではないか。